

電気事業法第2条の13の規定にしたがい、電気需給契約(以下「本契約」という)を締結するにあたって重要な事項を説明いたします。

小売電気事業者等

契約当事者 事業者名:エフコープ生活協同組合
事業者住所:福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4826番地1

小売電気事業者 事業者名:コープ電力株式会社
事業者住所:福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4826番地1
登録番号:A0507

※上記小売電気事業者と組合員との本契約の締結は、エフコープ生活協同組合が取り次ぎます。

お問い合わせ

電話でのお問い合わせ:エフコープ組合員サービスセンター
0120-41-0120(受付時間 月～金/9:00～17:00)

※上記の組合員サービスセンターで受け付けた後、管轄の支所もしくはコープ電力にお取り次ぎします。

メールフォームでのお問い合わせ:<https://www.kyushu.coop/coopdenki>

申込方法

エフコープ生活協同組合(以下「生協」)所定の様式によってお申し込みいただきます。お申し込みから電気の供給開始までに、通常約1～2か月ほどのお時間をいただきます。

ご利用条件

ご利用にあたっては、生協の組合員であること、料金支払い方法のご登録がお済みであることが条件となります。

契約期間

供給開始日から1年間とします。ただし、契約期間満了日の30日前までに組合員からの申し出がない場合、本契約は同一条件で1年間継続されるものとします。契約期間中に本契約を終了された場合であっても、解約手数料は発生しません。ただし解約に伴い、一般送配電事業者から託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合、組合員は生協の請求に応じ当該精算金額を生協に支払うものとします。なお、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

組合員による契約変更・解除の申請

契約期間中の契約変更または組合員の申し出により本契約を終了する場合は、生協または切り替えを希望される新たな小売電気事業者にその旨を通知していただく必要があります。契約種別の変更については、供給開始から1年経過した日より可能とします。

生協による契約解除

組合員がお支払い期日を過ぎてなお他の商品利用を含む料金を支払われない場合、組合員の地位を喪失した場合、その他約款に定める条件に該当する場合、生協は解除する日の15日前までに通知の上、当該組合員の契約を解除することがあります。

料金

電気料金は基本料金・電力量料金(含燃料費調整額)および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。詳細は約款をご参照ください。

計量および料金算定の方法

前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間に、一般送配電事業者が設置した記録型計量器の値に基づき使用電力量を計量し、約款に定める算定式に基づいて電気料金を算定します。検針期間中に電気の供給を開始・終了または料金に変更があった場合には、日割計算によって算定します。

その他負担金等

組合員が新たに電気を使用される場合などで、新たに配電設備や特別供給設備を施設するときや、新たな電気の使用などにもなわないで組合員の希望によって供給設備を変更する場合は、生協が一般送配電事業者に支払うべき金額を工事負担金として組合員から申し受けます。

お支払い方法

電気料金は検針日の属する月の翌々月に、生協にご登録のお支払い方法でお支払いいただきます。

契約電流・契約容量

申込書に記載された契約電流または契約容量とし、約款の定めに従い決定されます。

供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式・供給電圧:交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルト 標準周波数:60ヘルツ

保安・調査等

小売電気事業者は組合員へ電気を供給するため、一般送配電事業者との間で託送供給等約款に基づき接続供給契約を締結しますが、託送供給約款には組合員にお守りいただく事項があります(託送供給に伴う保安や調査等およびこれを目的とした一般送配電事業者による組合員敷地内立ち入り等への協力)。詳細は約款をご参照ください。

電源構成

コープ電力株式会社が供給する再生可能エネルギー電源を使用した「きほんメニュー」はFIT電気を約30%、「FITでんきメニュー」はFIT電気を約70%使用します。※コープ電力株式会社がFIT電気を調達する費用の一部は、「コープでんき」のご利用者以外の方を含め、電気をご利用の全ての皆様から集めた賦課金により賄われており、この電気のCO₂排出量については、火力発電なども含めた全国平均の電気のCO₂排出量を持った電気として扱われます。

契約に係る注意事項

生協への利用申込以前にご利用の小売電気事業者との契約を解除することにより、違約金の発生やポイントの失効など、組合員の不利益となる事項が生じる可能性があります。

約款の変更に関する事項

生協が必要とした場合、生協は約款を変更することがあります。この場合には、あらかじめ効力発生時期を定め、効力発生時期および変更後の内容を、ホームページへの掲示等、生協が適当と判断した方法により、組合員にお知らせします。組合員から異議の申し立てがないときは、効力発生時期の到来後は、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。

クーリング・オフに関する事項

組合員が訪問販売・電話勧誘販売によって利用申込をされた場合、本書面を受領された日を含めて8日を経過するまでは、書面により無条件で申し込みの撤回または本契約の解除を行うことができ、その効力は組合員が書面を発信したとき(郵便消印日付等)から発生します。